○佐藤仁一副委員長　続いて、日本共産党宮城県会議員団の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて二十五分です。藤原益栄委員。

○藤原益栄委員　日本共産党宮城県会議員団の藤原でございます。村井県政の主要施策の一つであります。みやぎ型管理運営方式について、令和七年度までの決算に基づき、お尋ねいたします。

なお、以下、みやぎ型管理運営方式はみやぎ型と、水むすびマネジメントみやぎはＭＭＭと省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

知事はＭＭＭに委ねれば、二十年間で三百三十七億円の経費削減ができ、県民のプラスにもなると説明してまいりました。しかし、この四年間、企業局会計は大幅減益になっております。今後、三百三十七億円の経費削減効果はどの会計に、どのように現れるのか端的にお答えください。

○千葉衛公営企業管理者　みやぎ型管理運営方式は、これまでどおり県が水道事業者として最終責任を担いながら民間の力を最大限活用することにより、料金上昇抑制や経営基盤強化を図るなど、持続可能な水道経営に向け令和四年度から導入したものであり、本方式の導入により二十年間で約三百三十七億円のコスト削減を見込んでおります。県ではコスト削減効果を活用し、令和六年度の水道用水供給事業において、受水市町村からの導入効果を早期に反映してほしいとの要望を踏まえ、一立方メートル当たりの供給単価について大崎広域水道事業では一・六円、仙南・仙塩広域水道事業では七円引き下げております。また、流域下水道事業についても令和六年度の物価高騰等による維持管理負担金の改定時に、みやぎ型の効果として一・四円から五・二円の引下げ効果を反映してございます。こうした内容については、令和五年九月議会の料金改定に係る条例議案提出時に議会の皆様へ御説明するとともに、令和六年度以降の収支に反映しております。また、本方式により浄水場等の機械装置の改築更新を運営権者が実施するため、この費用は県が資本的支出で計上する必要がなくなることから、その財源となる内部留保資金が確保され経営基盤の強化が図れることになります。

○藤原益栄委員　資料一を御覧ください。これは令和四年度から七年度までの企業局とＭＭＭの決算を億単位で私がまとめたものであります。右側にＭＭＭの決算を表示してありますが、先ほど紹介しましたようにＭＭＭは三十三億円の利益を上げました。これ

に対して、本会議でおおむね計画どおりだと管理者から説明がありました。しかし、令和四年三月にＭＭＭが作った計画によりますと四年間の利益は二十四億円だったのです。二十四億円に対して一・四倍の三十三億円ももうけているのに、おおむね計画どおりというのは、私はちょっと強弁に過ぎるのではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○千葉衛公営企業管理者　御指摘のとおり、運営権者である株式会社みずむすびマネジメントみやぎにおきましては、事業開始時点の令和四年三月に策定した事業計画に対して、みやぎ型管理運営方式導入後四年間の税引前利益が一・四倍の約三十三億円となっております。この主な理由は、事業開始時点の令和四年度から令和七年度における水道用水の水量等の増加や、当初事業計画策定後に契約した第二受水施設の改築修繕費などによるもののほか、中東情勢等の社会情勢の影響に伴う資材の調達の遅れにより、改築更新工事を繰り越しているため減価償却費を計上できないこと、更には民間ならではの創意工夫により施設の電力使用量の抑制や、最適な調達先の選定などの経営努力により利益を確保していると伺っております。なお、運営権者の事業計画では、事業開始当初は施設の改築更新が進行中であるため、更新投資にかかる減価償却費を費用として計上できないことから、事業期間の前半に相対的に利益が大きくなる計画となっております。以上のことから、県としてはおおむね計画どおりに推移しているものと認識しております。

○藤原益栄委員　一・四倍の利益を、おおむね計画どおりというのは、やはり私は強弁だと思います。

次に、企業局の会計は四年間で七十二億円の利益減になりました。この理由について、管理者は先日の本会議で、利用料金で収入が減ることと機械設備の更新投資に関わる減価償却費を引き続き負担しなければいけないためだと説明しました。この減価償却費は、水道用水供給事業が百五億円、工業用水道事業が十四億円、流域下水道事業が二百八十二億円、合計四百一億円と認識しておりますけれどもよろしいでしょうか。

○千葉衛公営企業管理者　みやぎ型管理運営方式を導入した令和四年度当初における運営権を設定した機械装置類の固定資産の帳簿価格は、御指摘のとおり水道用水供給事業二事業で約百五億円、工業用水道事業三事業で約十四億円、流域下水道事業四事業で約

二百八十二億円、総額約四百一億円となっております。

○藤原益栄委員　普通、商取引では機械を借りたらリース代を払います。ところがＭＭＭには無償で四百一億円の機械装置を貸し出し、その減価償却費は県が負担をするわけです。先日の本会議で、何で無償で貸すのかとの問いを三浦県議が行ったわけですけれども、管理者は、ＰＦＩ法では有償貸付けも可能だけれども民間業者に負担が生じ、公募時の提案額に上乗せすることにより、県が期待するコスト削減効果が発揮できないことになると答弁いたしました。これはつまり、ＭＭＭに経費が上乗せされて三百三十七億円の経費削減と言えなくなると。だから、リース料はいただかないで機械装置類の減価償却費は県が負担すると。こうして三百三十七億円の経費削減を演出してＭＭＭの利益を保障すると。みやぎ型はそういうものであると説明しているように聞こえますけれどもいかがでしょうか。

○千葉衛公営企業管理者　みやぎ型管理運営方式は、県が引き続き施設の所有権を有し、最終責任を担うことを前提としていることから、運営権を設定した機械装置等の公有財産の減価償却については、公営企業法施行規則に基づき県の営業費用として適切に会計処理しております。ＰＦＩ法では運営権を設定した機械装置類を含めた公有財産については有償他貸付けも可能となっておりますが、その場合は民間事業者に負担が生じ公募時の提案額に上乗せされることにより、県が期待するコスト削減効果が発揮できないことから、コンセッション方式を導入している他自治体の事例も参考にした上で無償貸付けとしております。なお、本方式の制度設計については、公認会計士も含めた外部有識者等で構成されるＰＦＩ検討委員会において審議の上決定しております。県といたしましては、今後更に厳しさを持つ水道事業の経営環境に対応するため、民間の創意工夫により大きなコスト削減を実現させ、その削減効果を活用し将来の料金上昇抑制や経営基盤の強化を図ることを目的に本方式を導入したものであり、御指摘のようなコスト削減効果を演出し事業者の利益を保障するものではございません。

○藤原益栄委員　公認会計士等の専門家も含めた皆さんがつくったというのは私も重々承知しております。しかし、コンセッションを導入するのは義務ではないです。だから、専門家がそういう制度をつくったけれども義務ではないと。では、企業にもうけさせようという人たちに行政はどういう態度をとらなければいけないかと。県民の利益を第一

に考えなければいけないと私は思います。そういう点では、コンセッション方式は確かに三百三十七億円の経費削減はされるけれども、しかし、それがそのまま自治体会計のプラスにはならない制度だと、それが今、我々の目の前で展開されていると指摘をしておきたいと思います。

次の質問です。当面は県の会計は大変になると言いますが、逆に言うと後半はよくなると言いたいわけです。しかし、私は二十年を見ても決して企業局の会計はプラスにならないと思うのですけれども、その辺の認識はいかがですか。

○千葉衛公営企業管理者　みやぎ型管理運営方式は、実施契約書や要求水準書に基づき、浄水場や会場の運営管理及び機械装置の更新について必要な経費を利用料金として支払い、二十年間運営権者に任せる官民連携事業であります。運営権者が収受する利用料金は、総事業費を運営期間である二十年間で平準化し原則固定化されたものであり、この利用料金が県の営業費用から差し引かれるため、基本的には運営期間内は減益となります。また、本方式導入前に整備している、運営権を設定した機械装置の減価償却費については、引き続き県が所有することから営業費用として計上しますが、償却が終了した機械装置類から順次減価償却費が減っていくため、会計上は県の負担が徐々に軽減していく傾向となります。このことから、本方式導入後しばらくは純利益が減少すると回答したものでございます。なお、運営権者が更新した設備については毎年減価償却費を計上する一方、地方公営企業法施行規則に基づき同額を運営権者更新投資収益として営業収益に計上するため、会計上は収益・費用が相殺されることから収支への実質的な影響はございません。

○藤原益栄委員　マラソンに例えて言うと、出発時点で大きく出遅れ、そしてゴールまでに追いつけなかったと同じように、二十年間前半を見ても私はプラスにはならないと考えています。これはまた後で、別な機会で議論したいと思います。

次に、次期更新投資と初期投資との違いについてお尋ねいたします。

以前の本会議で、内部留保資金は二〇四六年度までに八百三十億円になると回答がありました。そうしますと、内部留保資金は二〇六六年度までに優に千億円を超えるのではないかと思いますけれども、その辺の見通しはいかがですか。

○千葉衛公営企業管理者　昨年三月に策定しました宮城県企業局経営戦略二〇二五の経

営シミュレーションにおいては、令和二十八年度末における水道用水供給事業の内部留保資金を最大約八百三十億円確保することとしておりますが、管路更新については内部留保資金等を財源として活用することから、更新の本格化に伴いその後は減少していく計画となっております。現在策定中である管路更新計画では、ＡＩを用いた健全度評価により余寿命が延びることから更新時期を後ろ倒しし、各年度の更新費用の平準化を図るとともに、受水市町村における将来の水需要を考慮したダウンサイジングを行うこととしてございます。県といたしましては、令和十一年度からの次期料金改定に向けて実施する総合的な経営シミュレーションの中で、管路更新計画による更新費用や受水市町村への影響などを考慮しながら、今後必要となる内部留保資金等について検討してまいります。

○藤原益栄委員　令和七年度の貸借対照表ですと、水道資産の大半を占める構築物の現資産の取得価格は二千百三十二億円で、その構築物の資産があると。二〇〇〇年度の貸借対照表を見てみますと、その時点で既に二千億円の設備投資が終わっていて、その原資は千九百億円が企業債だったと、ほとんど借金だったことが分かるのですが、その認識は共有できますか。

○千葉衛公営企業管理者　水道用水供給事業の初期投資に係るダム使用権の取得や、浄水場、送水管路などの構築物の建設にかかる費用は約二千七百六十九億円で、そのうち約千九百四十四億円を企業債の借入れにより対応しており、その割合は約七〇％となっております。地方公営企業は、独立採算制を基本とし、料金収入や内部留保資金、企業債の借入れなどによって構築物の建設を行うこととしておりますが、水道用水供給事業の事業開始時には、巨額の建設費用を料金収入のみで賄うことは公営企業会計上極めて困難であったため、県では企業債を財源の柱に据え整備を進めてきたものでございます。

○藤原益栄委員　当局からお聞きした令和七年度の一日最大給水量は、大崎広域水道が七万一千二百四十立方メートル、仙南・仙塩広域水道が二十一万六千八百十七立方メートルでした。管路の能力に対して、大崎広域水道が五九・三％、仙南・仙塩広域水道が三九・一九％になっています。私が重大だと思うのは、皆さんは莫大な設備投資があるから大変だと言っていたけれども、初期投資と比べると次の更新投資は大分条件が違うわけです。一つは、初期投資のときは二千数百億円の投資のうち千九百億円が企業債で

した。今度は千億円近い自己資金をもって次期の更新投資を迎えます。それから、管路の能力に対し、今四割しか使っていない。だから大幅なダウンサイジングができると。私は、こういうことについて、みやぎ型を導入する際にきちんと議会や県民に説明してこなかったのではないかと思っているのですけれども、その辺についてはいかがですか。

○千葉衛公営企業管理者　今、委員御指摘のとおり、大崎広域水道では能力に対し約五九％、仙南・仙塩広域水道では約三九％となってございます。みやぎ型管理運営方式の対象九事業の管路を含めた更新費用につきましては、平成三十年三月の第四回宮城県上工下水一体官民連携運営検討会において提示するとともに、これらの内容についても同年四月の建設企業委員会で御報告しております。また、本方式の運営期間である二十年間の削減目標を設定する際に、対象施設の種類や管径、延長など具体的なダウンサイジングの内容とともに、ダウンサイジングを考慮した更新投資の推計額を算出しており、こうした内容も含めて令和元年十一月議会の建設企業委員会で御説明するとともに県ホームページでも公表しております。なお、今後の管路の更新需要を踏まえ、最新の需要見通しに基づくダウンサイジングを反映した新たな管路更新計画について、今月五日の建設企業委員会で御説明したところであり、今後、本計画に基づき計画的に施設の改築工事を進めていく予定としております。県といたしましては、人口減少社会の到来に伴うサービス需要の減少や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、今後更に厳しさを増す水道事業の経営環境に対応するためには本方式が最も有効な取組であると認識していますことから、引き続き運営権者との連携を一層強化しながら安全・安心で持続可能な水道経営に向けて取り組んでまいります。

○藤原益栄委員　五日の建設企業委員会で今後四十年間の管路更新計画の概要説明がありました。経営戦略二〇二五との比較で言いますと、大崎広域水道が四百三十億円で百三十四億円増、仙南・仙塩広域水道は八百三十八億円で千五百五十一億円の減だということでした。私はみやぎ型を検討するのであれば、こういうことがはっきりしてからでもよかったのではないかと思います。大変だ、大変だと説明をして、ある意味恫喝的な説明だったのではないかという感じがするわけであります。

最後に、水道ビジョンについてお伺いいたします。

管理者は令和六年九月の決算総括質疑で、令和四年度の供給単価は百二十三円三十

九銭となっており全国二十一団体中、最も高いとの回答でした。しかし、令和五年度について、第二期水道ビジョンで令和五年度実績時点の県の供給単価は二十府県の中で高料金順に九番目となる九十・四円となったとありまして、そのあと、でも実際には百二十三・一円だという説明があるのです。宮城県の供給単価は二つあるということなのでしょうか。

○千葉衛公営企業管理者　本グラフは総務省の地方公営企業年間の各都道府県広域水道の供給単価を基に比較しているものでございます。本県ではコンセッション方式みやぎ型管理運営方式導入後、県の会計と民間の会計は全く違う方式でやってございますので、総務省に対して分けて報告してございます。総務省は県の報告を基に掲載するものであって、実際の供給単価は運営権者の利用料金も含まれますので、それを含めていわゆる利用料金としてございますので、今回水道ビジョンに補足的に書かせていただいたものでございます。宮城県の供給単価はこれまで一位でしたけれども今は二位で、京都府が一位になっている現状でございます。

○藤原益栄委員　いずれにしても、第二期水道ビジョンの四十七ページ資料三に九番目になったかのような資料を載せています。私は、これは明らかに誤りであって、こういうごまかしをしてまでみやぎ型がいいという説明をしていると信用がなくなると思うのです。そもそも供給単価とは何かを資料三の下に書いてあるのです。受水市町村に対する一立方メートル当たりの販売価格と。だから、市町村が一立方メートル当たり幾ら負担するかの数字が供給単価なのです。だから、その供給単価からＭＭＭの利用料金分を引くのはあり得ない数字なのです。私は改定すべきだと思いますけれどもいかがですか。

○千葉衛公営企業管理者　先ほど御説明したとおり、みやぎ型管理運営方式導入後、県と民間の会計処理が違いますので分けて御報告してございます。総務省は県の報告を基に統計データとして公表している資料を土木部のビジョンに入れているので、基本的には間違いはありませんが、ただ、藤原議員おっしゃるとおり供給単価は運営権者の利用料金も含めての供給単価でございますので、我々企業局で補足して追加させていただいたところでございます。引き続き、土木部と連携しながら分かりやすい情報提供に努めてまいりたいと考えております。